

公 募 公 告

有償による庁舎等の使用許可を受け、盛岡第2合同庁舎の福利厚生施設（食堂、売店）における営業を希望する者を以下のとおり募集する。

令和5年11月15日

法務省所管国有財産部局長

盛岡地方法務局長 齋藤 広安

1 募集対象者

庁舎等の使用許可を受けて、盛岡第2合同庁舎の福利厚生施設（食堂、売店）における営業を希望する1者

2 使用許可期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税、地方税及び労働保険料等公租公課を完納していること。
- (4) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは

関与している者ではないこと。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(11) 後記4(2)により公募申請書を提出しない者及び同(3)の企画提案書募集説明会に参加しない者は、公募に参加できないものとする。

4 公募申請書及び企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 募集要領の交付

ア 交付期間

令和5年11月15日(水)から同年12月1日(金)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

〒020-0045

岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号

盛岡第2合同庁舎4階

盛岡地方法務局会計課施設係 担当 斉藤

電話番号 019-624-1145(直通)

Eメール t.saitou.mm7@i.moj.go.jp

ウ 交付方法

上記イの交付場所において交付する。

なお、郵送による配布を希望する場合は、上記イの交付場所宛てに、送付先の住所・氏名を記載し、書留郵便料金(620円)の切手を貼付した封筒(レターパックプラス可)を郵送(書留郵便又は簡易書留郵便に限る。)すること。

また、受領(郵送)する際に、受領者(担当者)の名刺を持参(同封)すること。

(2) 公募申請書の提出方法等

ア 提出期限

令和5年12月1日(金)午後5時15分まで

イ 提出場所

上記(1)イの場所

ウ 提出方法

上記(1)イの場所に持参又は郵送により提出すること。

エ 提出部数 1部

(3) 企画提案書募集説明会

ア 開催日時 令和5年12月8日(金) 午前9時30分から

イ 開催場所 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号
盛岡第2合同庁舎4階専用会議室

(4) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期限

令和5年12月28日(木) 午後5時15分まで

イ 提出場所

上記(1)イの場所

ウ 提出方法

上記(1)イの場所に持参又は郵送により提出すること。

エ 提出部数 7部

5 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限までに、持参又はEメールにより提出し、Eメールにより提出したときは、Eメール送信後に電話で到達確認を必ず行うこと。

ア 提出期限

令和5年12月15日(金) 午後5時15分まで

イ 提出場所

前記4(1)イの場所

(2) 上記(1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。

ア 回答方法

令和5年12月22日(金) までに郵送又はEメールにより回答書を送付する。

イ その他

(ア) 期限までに提出されなかった質問についての回答は行わない。

(イ) 前記4(2)により公募申請書を提出しない者からの質問は、令和5年12月1日(金)午後5時15分以降は、受け付けない。

(ウ) 前記4(3)の企画提案書募集説明会に参加しない者からの質問は、令和5年12月8日(金)午前9時30分以降は、受け付けない。

(エ) 質問の内容により公募の公平性を損なうおそれがあるときは、募集要領を受領した全員に対し、その質問内容及び回答を周知する。

6 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として、前記3に掲げる要件を満たすこと。
- (2) 提出した企画提案書が次のいずれかに該当する応募者は欠格とする。
 - ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記4(4)に適合しないとき。
 - イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。
 - ウ 虚偽の内容が記載されているとき。
- (3) 上記(2)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を満たした内容となっているか審査し、要件を満たしていると認められた応募者からの説明会の後に、入居官署で構成される審査会で、審査員が最も優れた提案内容であると評価した1者を、使用許可の相手方として選定する。
- (4) 選定結果（再提案の場合を除く。）については、担当部署から各応募者に対して、令和6年1月18日（木）までに書面にて通知する。
詳細は、募集要領を参照すること。

7 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された公募申請書及び企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。